

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

1 改正概要

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）					現行				
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成三十年四月一日から施行する。</u></p>									
別表第一（第二条関係）					別表第一（第二条関係）				
	事務	名称	額	徴収時期		事務	名称	額	徴収時期
30	建築基準法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、 <u>第十三項ただし書又は第十四項ただし書</u> （同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	30	建築基準法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書 <u>又は第十三項ただし書</u> （同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)

3 施行予定日

平成30年4月1日（改正される法の施行日と同日）